

評点法の実施について (案)

1. 評点法の目的、利用

- 評価結果を分かりやすく提示すること
- 評価報告書を取りまとめる際の議論の参考
- 評価報告書を補足する資料
- 独立行政法人 NEDO の中期計画達成状況の判断材料に用いる。(※参考 2 参照)

2. 評点方法

(1) 評点の付け方と判定基準

- 各評価項目について4段階 (A (優)、B (良)、C (可)、D (不可)) で評価する。
- 判定基準は以下の通り。考慮事項を踏まえて、各判定基準に従って評点付けを行う。

判定基準

判定基準		
1. 事業の位置付け・必要性について		
・非常に重要	→A (優)	考慮事項 (参考) (1)NEDOの事業としての妥当性 [a b c d] (2)事業目的の妥当性 [a b c d]
・重要	→B (良)	
・概ね妥当	→C (可)	
・妥当性がない、又は失われた	→D (不可)	
2. 研究開発マネジメントについて		
		考慮事項 (参考)
・非常によい	→A (優)	(1)研究開発目標の妥当性 [a b c d]
・よい	→B (良)	(2)研究開発計画の妥当性 [a b c d]
・概ね適切	→C (可)	(3)研究開発実施の事業体制の妥当性 [a b c d]
・適切とはいえない	→D (不可)	(4)情勢変化への対応等 [a b c d]
3. 研究開発成果について		
		考慮事項 (参考)
・非常によい	→A (優)	(1)中間目標の達成度 [a b c d]
・よい	→B (良)	(2)成果の意義 [a b c d]
・概ね妥当	→C (可)	(3)知的財産権等の取得及び標準化の取組 [a b c d]
・妥当とはいえない	→D (不可)	(4)成果の普及 [a b c d] (5)成果の最終目標の達成可能性 [a b c d]
4. 実用化の見通しについて		
		考慮事項 (参考)
・明確	→A (優)	(1)成果の実用化可能性 [a b c d]
・妥当	→B (良)	(2)波及効果 [a b c d]
・概ね妥当であるが、課題あり	→C (可)	
・見通しが不明	→D (不可)	

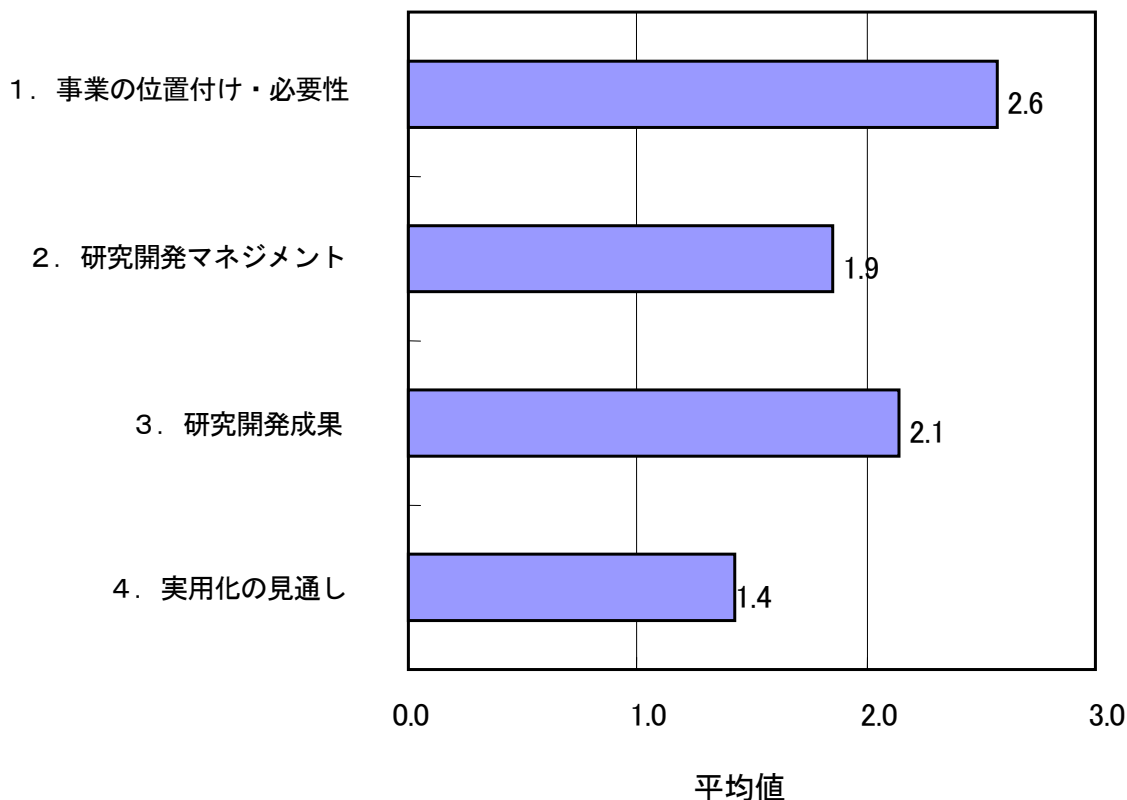
(2) 評点法実施のタイミング

- 分科会において、各委員へ評価付けを依頼する。
- 評価報告書（案）を確定する前に評点結果を委員に提示し、評点の確認及び修正を依頼する。
- 評価報告書（案）の確定に合わせて、評点の確定を行う。

(3) 評点結果の開示

- 評点法による評点結果を開示するが、個々の委員記入の結果（素点）については、「参考」として公表（匿名）する。
- 評点法による評価結果の開示については、評点のみが一人歩きすることのないように慎重に対応する。
- 具体的には、図表による結果の掲示等、評価の全体的な傾向がわかるような形式をとることとする（次ページ参照）。

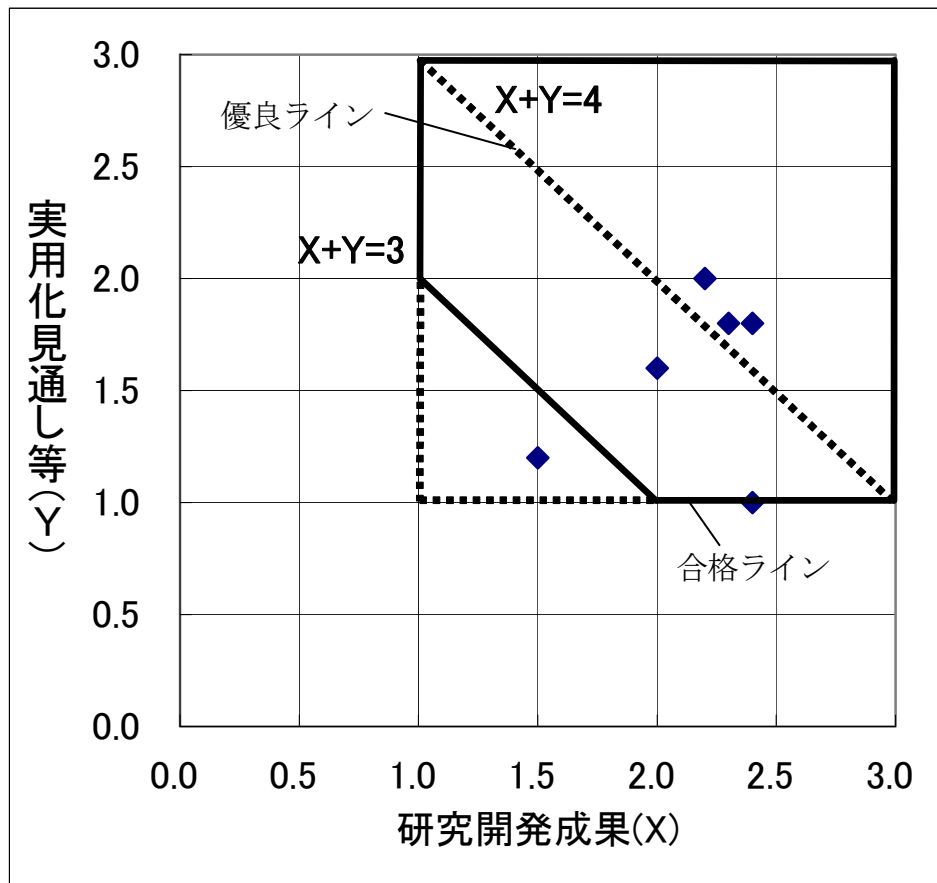
(参考1) 評点の表示例



評価項目	平均値	素点 (注)						
		A	B	A	C	A	A	A
1. 事業の位置付け・必要性について	2.6	A	B	A	C	A	A	A
2. 研究開発マネジメントについて	1.9	B	B	C	A	B	C	B
3. 研究開発成果について	2.1	A	A	B	B	B	C	B
4. 実用化の見通しについて	1.4	A	C	B	C	C	C	C

(注) A=3, B=2, C=1, D=0 として事務局が数値に換算し、平均値を算出。

(参考2) 評点結果の利用例(事後評価)



合格ライン (すべての評価軸が 1.0 以上、成果+実用化=3.0 以上) **5件**
優良ライン (すべての評価軸が 1.0 以上、成果+実用化=4.0 以上) **3件**

(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構中期目標から抜粋)

iii) 評価とフィードバック

1) 機構外部の専門家・有識者を活用した事後評価において、技術的成果、実用化見通し、マネジメント等を評価項目とし、別途公表される計算式に基づき 8 割以上が「合格」、6 割以上が「優良」との評価を得る。また、この結果を対外的に公表する。